

平成 2 2 年 4 月 2 日（金曜日）
福島県報号外第 2 4 号別冊

平成 2 2 年度福島県一般会計予算、
特別会計予算及び事業会計予算の要領

福島県

目 次

平成 2 2 年度福島県一般会計予算	1 頁
平成 2 2 年度福島県公債管理特別会計予算	1 2 頁
平成 2 2 年度福島県土地取得事業特別会計予算	1 4 頁
平成 2 2 年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	1 6 頁
平成 2 2 年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算	1 8 頁
平成 2 2 年度福島県農業改良資金貸付金特別会計予算	2 0 頁
平成 2 2 年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算	2 3 頁
平成 2 2 年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	2 5 頁
平成 2 2 年度福島県港湾整備事業特別会計予算	2 7 頁
平成 2 2 年度福島県流域下水道事業特別会計予算	3 2 頁
平成 2 2 年度福島県証紙収入整理特別会計予算	3 7 頁
平成 2 2 年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算	3 9 頁
平成 2 2 年度福島県工業用水道事業会計予算	4 1 頁
平成 2 2 年度福島県地域開発事業会計予算	4 3 頁
平成 2 2 年度福島県立病院事業会計予算	4 5 頁



平成22年度福島県一般会計予算

平成22年度福島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ902,219,686千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

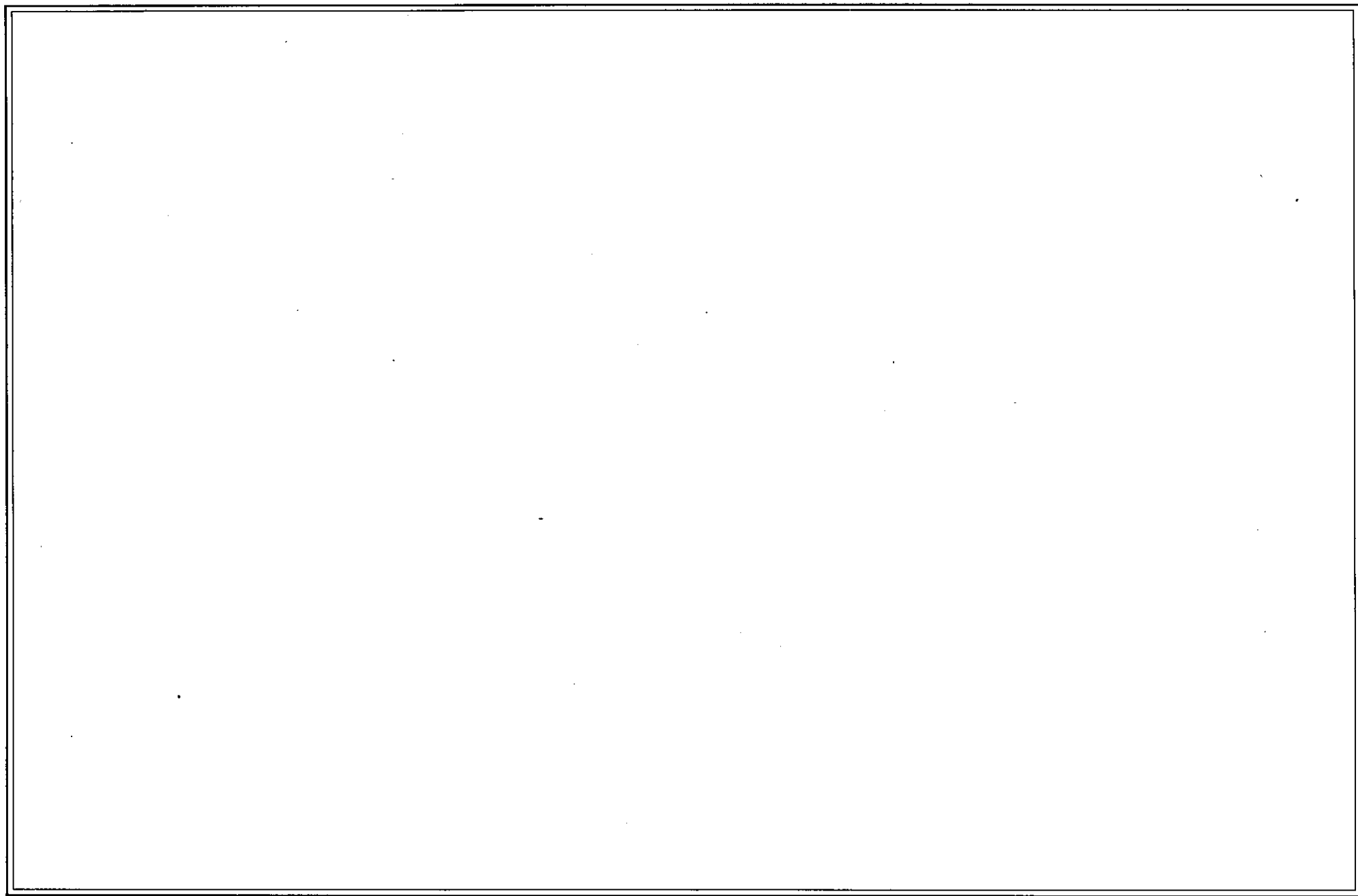
(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	172,870,000
	1 県 民 税	58,721,000
	2 事 業 税	26,144,000
	3 地 方 消 費 税	19,384,000
	4 不 動 産 取 得 税	3,791,000
	5 県 た ば こ 税	4,055,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	856,000
	7 自 動 車 取 得 税	3,381,950
	8 軽 油 引 取 税	20,915,900
	9 自 動 車 税	30,641,000
	10 鉱 区 税	12,000
	12 核 燃 料 税	4,428,000
	13 狩 猟 税	70,000

款	項	金額
	14 産業廃棄物税	470,000
	15 旧法による税	150
2 地方消費税清算金		35,443,000
	1 地方消費税清算金	35,443,000
3 地方譲与税		25,385,000
	1 地方法人特別譲与税	20,640,000
	2 地方揮発油譲与税	4,450,000
	3 石油ガス譲与税	280,000
	5 航空機燃料譲与税	15,000
4 地方特例交付金		2,336,000
	1 地方特例交付金	2,336,000
5 地方交付税		215,200,000
	1 地方交付税	215,200,000
6 交通安全対策特別交付金		900,000
	1 交通安全対策特別交付金	900,000
7 分担金及び負担金		9,019,054

	1 分 担 金	535,615
	2 負 担 金	8,483,439
8 使 用 料 及 び 手 数 料		10,287,455
	1 使 用 料	6,998,407
	2 手 数 料	3,289,048
9 国 庫 支 出 金		101,181,304
	1 国 庫 負 担 金	46,038,451
	2 国 庫 補 助 金	52,231,760
	3 委 託 金	2,911,093
10 財 産 収 入		1,814,618
	1 財 産 運 用 収 入	961,093
	2 財 産 売 払 収 入	853,525
11 寄 附 金		36,106
	1 寄 附 金	36,106
12 繰 入 金		44,934,102
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,529,430
	2 基 金 繰 入 金	40,404,672

款	項	金額
14 諸 収 入		98,787,447
	1 延滞金、加算金及び過料等	440,365
	2 預 金 利 子	24,341
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	4,925,708
	4 貸 付 金 元 利 収 入	84,986,016
	5 受 託 事 業 収 入	657,880
	6 収 益 事 業 収 入	5,910,919
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	8,000
	8 雑 入	1,834,218
15 県 債		184,025,600
	1 県 債	184,025,600
歳 入	合 計	902,219,686

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 議 会 費			1,531,705
	1 議 会 費		1,531,705
2 総 務 費			58,846,469
	1 総 務 管 理 費		20,731,711
	2 県 民 生 活 費		2,323,002
	3 企 画 費		13,650,411
	4 徴 税 費		8,211,782
	5 自 治 振 興 費		6,246,053
	6 選 挙 費		2,352,867
	7 防 災 費		3,528,884
	8 統 計 調 査 費		1,383,363
	9 人 事 委 員 会 費		136,715
	10 監 査 委 員 費		281,681
3 民 生 費			98,816,540

款	項	金額
	1 社会福祉費	74,643,940
	2 児童福祉費	19,436,179
	3 生活保護費	4,702,432
	4 災害救助費	33,989
4 衛生費		21,638,635
	1 公衆衛生費	7,165,934
	2 環境衛生費	1,037,386
	3 保健福祉事務所費	2,321,979
	4 医薬費	7,196,381
	5 環境保全費	3,916,955
5 労働費		10,926,869
	1 労働政費	114,764
	2 職業訓練費	1,321,875
	3 雇用対策費	9,351,976
	4 労働委員会費	138,254
6 農林水産業費		58,816,961

	1 農 業 費	14,564,649
	2 畜 産 業 費	2,551,239
	3 農 地 費	24,154,001
	4 林 業 費	15,173,682
	5 水 産 業 費	2,373,390
7 商 工 費		81,229,186
	1 商 工 業 費	80,717,681
	2 観 光 費	511,505
8 土 木 費		92,980,953
	1 土 木 管 理 費	12,873,963
	2 道 路 橋 り よ う 費	49,108,657
	3 河 川 海 岸 費	13,138,264
	4 港 湾 費	5,008,853
	5 空 港 費	575,333
	6 都 市 計 画 費	10,471,409
	7 住 宅 費	1,804,474
9 警 察 費		43,461,917

款	項	金額
	1 警 察 管 理 費	40,189,700
	2 警 察 活 動 費	3,272,217
10 教 育 費		210,840,185
	1 教 育 總 務 費	29,516,213
	2 小 学 校 費	68,188,291
	3 中 学 校 費	41,376,259
	4 高 等 学 校 費	42,647,739
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,998,819
	6 社 会 教 育 費	2,359,882
	7 保 健 体 育 費	854,563
	8 大 学 費	11,898,419
11 災 害 復 旧 費		6,341,237
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,296,496
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,039,741
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	5,000
12 公 債 費		164,659,911

	1 公 債 費	164,659,911
13 諸 支 出 金		51,829,118
	1 利 子 割 交 付 金	740,000
	2 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	604,331
	4 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,250,000
	5 利 子 割 精 算 金	6,000
	6 公 営 企 業 費	11,179,787
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	17,864,000
	8 地 方 消 費 税 清 算 金	18,812,000
	9 配 当 割 交 付 金	182,000
	10 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	191,000
14 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		902,219,686

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車メンテナンス業務委託(総務部)	平成 23 年度 から 平成 25 年度 まで	50,475
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成 22 年度 から 平成 32 年度 まで	1,586,000,000千円に約定利子を加えた額
地方税電子申告システムデータ受信管理委託	平成 23 年度 から 平成 25 年度 まで	60,480
集中処理機関外部人材活用経費	平成 23 年 度	35,377
福島県土地開発公社事業資金融資債務保証	平成 22 年度 から 平成 32 年度 まで	722,601千円に約定利子及び遅延利子を加えた額
申請・届出オンライン化関連業務委託	平成 23 年 度	22,028
行政事務推進用機器等の賃借(保健福祉部)	平成 23 年度 から 平成 27 年度 まで	37,518
介護老人保健施設整備資金利子補給	平成 23 年度 から 平成 32 年度 まで	41,009
行政検査機器の更新等事業	平成 23 年度 から 平成 26 年度 まで	7,500
火災共済事業資金融資保証	平成 22 年度 から 平成 32 年度 まで	400,000
企業回復応援資金損失補償	平成 22 年度 から 平成 29 年度 まで	15,000
起業家支援保証損失補償	平成 22 年度 から 平成 34 年度 まで	55,000
経営環境改善保証損失補償	平成 22 年度 から 平成 39 年度 まで	400,000
関連倒産防止資金(取引円滑化枠)損失補償	平成 22 年度 から 平成 29 年度 まで	20,000

事 項	期 間	限 度	額
緊急経済対策資金（金融環境激変対策枠）損失補償	平成22年度から平成29年度まで		30,000
福島県産業振興センター小規模企業者等設備導入資金貸付事業資金損失補償	平成22年度から平成35年度まで		563,000
福島県土地開発公社いわき四倉中核工業団地造成事業損失補償	平成22年度から平成25年度まで	35,224千円に約定利子及び遅延利子を加えた額	
離職者等再就職訓練事業	平成23年度		34,020
福島県観光物産交流協会事業資金融資損失補償	平成22年度から平成23年度まで	27,791千円に約定利子及び遅延損害金を加えた額	
福島県農業振興公社運営資金融資損失補償	同上	1,644,114千円に約定利子及び遅延利子を加えた額	
福島県農業振興公社事業資金融資損失補償	平成22年度から平成27年度まで	250,300千円に約定利子及び遅延利子を加えた額	
同上（担い手支援資金分）	平成22年度から平成32年度まで	182,000千円に延滞金及び違約金を加えた額	
農業近代化資金利子補給	平成23年度から平成43年度まで		37,919
農家経営安定資金利子補給	平成23年度から平成33年度まで		5,667
農業経営基盤強化資金利子助成費補助	平成23年度から平成28年度まで		13,879
農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成23年度から平成37年度まで		4,984
野菜生産出荷安定資金造成費補助	平成22年度から平成23年度まで		105,566
土地改良負担金償還平準化事業利子補給	平成22年度から平成33年度まで		43,517
広域営農団地農道整備事業（東白川地区・橋梁工事）	平成23年度		355,530
同上（東白川2期地区・トンネル工事）	同上		390,340

福島県林業公社日本政策金融公庫資金借入金損失補償	平成22年度から平成23年度まで	借入資金限度額169,925千円に約定利子及び遅延利息並びに損失確定の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息を加えた額
福島県林業公社償還資金損失補償	平成22年度から平成23年度まで	655,614千円に約定利子及び遅延損害金を加えた額
福島県林業公社運営資金融資損失補償	同上	200,000千円に約定利子及び遅延損害金を加えた額
林業基盤整備資金利子補給	平成22年度から平成25年度まで	18,221
ふるさと林道緊急整備事業（大霊山地区・橋梁工事）	平成23年度	110,000
漁業近代化資金利子補給	平成23年度から平成24年度まで	37,708
漁業経営維持安定資金利子補給	平成23年度から平成24年度まで	5,958
福島県道路公社事業資金融資債務保証	平成22年度から平成27年度まで	460,781千円に約定利子及び遅延利子を加えた額
同上	平成22年度から平成23年度まで	2,449,263千円に約定利子及び遅延利子を加えた額
事業執行管理システム再構築委託	平成23年度	87,820
地域活力基盤整備工事（佐須大倉線・佐須工区）	同上	159,000
市町村合併支援道路整備工事（国道352号・中山峠拡幅）	平成23年度から平成24年度まで	860,000
地域活力基盤整備工事（国道252号・滝バイパス）	平成23年度	170,000
国道改築工事（国道114号・小綱木バイパス）	平成23年度から平成24年度まで	1,550,000
同上（国道288号・三春西バイパス）	平成23年度	800,000
同上（国道349号・御代田バイパス）	同上	120,000
同上（国道349号・鮫川バイパス）	同上	780,000

事 項	期 間	限 度	額
電源立地促進工事（広野小高線・北迫工区）	平成 23 年 度		30,000
同 上（広野小高線・天神岬工区）	同 上		40,000
同 上（広野小高線・棚塩工区）	同 上		60,000
地域活力基盤整備工事（会津若松裏磐梯線・檜原工区）	平成 23 年 度 か ら 平成 24 年 度 ま で		1,490,000
同 上（郡山湖南線・三森Ⅰ工区）	平成 23 年 度		170,000
総合流域防災工事（伝樋川）	同 上		26,000
通常砂防工事（イノシシ沢）	同 上		60,000
県営住宅建設工事（蓬萊団地）	同 上		231,564
財務会計システム用機器等の賃借	平成 23 年 度 か ら 平成 27 年 度 ま で		342,869
教育用情報機器等の賃借	同 上		9,067
情報教育研修用機器等の賃借	同 上		63,558
生徒の海外留学事業の委託	平成 23 年 度		661
行政事務推進用機器等の賃借（警察本部）	平成 23 年 度 か ら 平成 27 年 度 ま で		541,016

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地域総合整備資金貸付事業費	1,000,000	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
総合情報通信ネットワーク整備 事業費	1,886,200			
市町村合併支援道路整備費	1,766,300			
共生のまち推進事業費	317,300			
社会福祉施設整備事業費	607,500			
かんがい排水事業費	316,600			
経営体育成基盤整備事業費	783,200			
海岸事業費	225,000			
農地防災事業費	481,900			
農地保全事業費	29,000			
農道整備事業費	531,000			
農村総合整備事業費	112,600			
ふるさと農道緊急整備事業費	262,000			
農業集落排水事業費	2,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般林道費	316,600	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
ふるさと林道緊急整備事業費	326,800			
一般治山費	1,060,100			
災害関連治山費	117,800			
県単治山費	94,500			
漁港海岸保全費	78,700			
漁港海岸環境整備費	9,000			
漁港環境整備統合事業費	54,000			
広域漁港整備費	46,800			
水産物供給基盤機能保全事業費	29,700			
漁港高度利用整備費	38,500			
水産基盤整備事業費	1,800			
道路維持補修費	2,703,400			
機械購入費（補助）	117,400			
道路再生事業費	303,300			
地方特定道路整備費	6,876,300			

道 路 整 備 費	683,900		
国 道 第 1 種 改 良 費	130,500		
国 道 改 築 費	2,005,000		
地 方 道 改 築 費	648,000		
電 線 共 同 溝 整 備 費	40,000		
河 川 改 良 費	298,700		
ふなっこふるさと川づくり事業費	18,000		
広 域 河 川 改 修 事 業 費	1,457,500		
鉄道橋・道路橋緊急対策事業費	45,000		
広 域 河 川 改 修 事 業 費 (流 域 貯 留 浸 透 事 業 費)	9,000		
都 市 基 盤 河 川 改 修 事 業 費	127,000		
総 合 流 域 防 災 事 業 費 (河 川)	364,300		
高 潮 対 策 費	112,500		
海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 費	111,700		
今 出 川 総 合 開 発 建 設 費	54,500		
堰 堤 改 良 費	82,600		
河 川 災 害 関 連 費	23,600		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急砂防等災害関連費	69,100	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
急傾斜地崩壊防止対策費	1,000			
通常砂防費	434,200			
火山砂防費	228,600			
地すべり対策費	81,700			
急傾斜地対策費	101,100			
総合流域防災事業費（砂防）	235,100			
港湾修築費	199,300			
広域資源活用護岸整備費	252,000			
港湾整備統合補助金事業費	61,200			
空港整備事業費	37,800			
空港整備事業費（地域自立）	9,700			
重要幹線街路費	384,700			
都市公園整備費	113,500			
市町村下水道整備代行事業費	7,200			
県営住宅建設費	347,900			

交通安全施設等整備事業費(補助)	657,500		
港湾改良費	28,500		
緊急地方道整備費	5,325,300		
緊急地方道整備費(街路)	589,900		
生活基盤緊急改善事業費	1,000,000		
地域づくり交流促進事業費	535,100		
警察施設費	521,000		
交通安全施設整備費	242,900		
勿来工業高校校舎改築事業費	20,100		
大規模改造費(高等学校)	1,483,100		
施設等整備費(教育センター)	112,600		
県立医科大学附属病院整備費	604,000		
県有施設耐震改修費	239,500		
大笹生養護学校校舎増改築費	228,700		
国直轄道路事業費	10,376,100		
国直轄河川事業費	1,317,600		
国直轄砂防事業費	449,200		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国直轄港湾事業費	1,844,600	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
国直轄土地改良事業費	14,600			
海岸災害復旧費	77,400			
耕地災害復旧費	2,300			
治山災害復旧費	16,000			
漁港災害復旧費	199,800			
土木災害復旧費	1,178,000			
港湾災害復旧費	133,200			
石綿健康被害救済基金拠出金	15,700			
臨時財政対策債	76,524,000			
退職手当費	9,500,000			
県営林管理費	32,000	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内	起債日から40年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	142,540,600			

平成22年度福島県公債管理特別会計予算

平成22年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,229,355千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		40,217
	1 財 産 運 用 収 入	40,217
2 繰 入 金		49,189,138
	1 一 般 会 計 繰 入 金	45,189,138
	2 基 金 繰 入 金	4,000,000
歳 入 合 計		49,229,355

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		49,229,355
	1 公 債 費	49,229,355
歳 出 合 計		49,229,355

平成22年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成22年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,303,733千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		1,653,732
	1 財 産 運 用 収 入	3,732
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,303,733

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基金管理費		3,733
	1 基金管理費	3,733
2 土地取得事業費		1,650,000
	1 公共用地取得事業費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基金繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,303,733

平成22年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成22年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,209千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,818
	1 一般会計繰入金	1,818
2 繰越金		106,581
	1 繰越金	106,581
3 諸収入		163,810
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	163,486
	3 雑収入	323
歳入合計		272,209

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		272,209
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	272,209
歳 出 合 計		272,209

平成22年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成22年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,412,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		549,497
	1 繰越金	549,497
3 諸収入		863,086
	1 預金利息	3,620
	2 貸付金元利収入	859,429
	3 雑収入	37
歳入	合計	1,412,583

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		490,465
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	490,465
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		922,118
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	922,118
歳 出 合 計		1,412,583

平成22年度福島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成22年度福島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,644千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		103,000
	1 繰入金	1
	2 繰越金	1
	3 諸収入	102,998
2 業務勘定収入		3,282
	1 繰入金	3,079
	2 繰越金	1
	3 諸収入	202
3 就農支援資金貸付勘定収入		66,886
	1 繰入金	10
	2 繰越金	46,142
	3 諸収入	20,734
4 就農支援資金業務勘定収入		476

款	項	金額
	2 繰越金	466
	3 諸収入	10
歳入合計		173,644

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 農 業 改 良 資 金			173,644
	1 貸 付 勘 定		103,000
	2 業 務 勘 定		3,282
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		66,886
	4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		476
歳 出 合 計			173,644

平成22年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成22年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,753千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入		350,563
	1 繰越金	326,592
	2 諸収入	22,971
	4 繰入金	1,000
2 業務勘定収入		6,190
	2 繰越金	6,188
	3 諸収入	2
歳入合計		356,753

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		356,753
	1 貸付勘定	350,563
	2 業務勘定	6,190
歳 出 合 計		356,753

平成22年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成22年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入		79,000
	1 繰入金	1
	2 繰越金	21,400
	3 諸収入	57,599
2 業務勘定収入		1,190
	1 繰入金	1,187
	2 繰越金	1
	3 諸収入	2
歳入合計		80,190

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		80,190
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	1,190
歳 出 合 計		80,190

平成22年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成22年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,919,289千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
2 使用料及び手数料		1,047,528
	1 使用料	1,047,528
3 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
4 繰入金		1,811,014
	1 一般会計繰入金	1,811,014
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		742
	1 雑入	742
7 県債		1,060,000

款	項	金額
	1 県 債	1,060,000
歳 入	合 計	3,919,289

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 小名浜港港湾整備事業費		2,492,642
	1 ふ頭埋立造成費	1,816,225
	2 荷役機械整備費	570,653
	3 上屋管理運営費	49,266
	4 港湾施設管理運営費	56,498
2 相馬港港湾整備事業費		1,375,370
	1 ふ頭埋立造成費	1,308,263
	2 上屋管理運営費	49,914
	3 港湾施設管理運営費	9,158
	4 荷役機械整備費	8,035
3 中之作港港湾整備事業費		7,305
	1 ふ頭埋立造成費	7,305
4 翁島港港湾整備事業費		43,972
	1 ふ頭埋立造成費	43,972

款	項	金 額
歲 出	合 計	3,919,289

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械建造工事 (小名浜港7号ふ頭地区)	平 成 23 年 度	250,100

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	410,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	150,000			
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	500,000			
計	1,060,000			

平成22年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成22年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,215,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		3,973,142
	1 負 担 金	3,973,142
2 使 用 料 及 び 手 数 料		18
	1 使 用 料	18
3 国 庫 支 出 金		1,987,200
	1 国 庫 補 助 金	1,987,200
4 繰 入 金		4,525,805
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,525,805
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		24
	1 雑 入	24
7 県 債		729,100

款	項	金額
	1 県 債	729,100
歳 入	合 計	11,215,290

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			11,215,290
	1 管	理 費	3,058,383
	2 建	設 費	3,444,600
	3 公	債 費	1,500,995
	4 繰	出 金	3,211,312
歳 出 合 計			11,215,290

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道整備工事 (県北処理区)	平成 23 年度 から 平成 24 年度 まで	4,358,000
同 上 (県中処理区)	平成 23 年 度	66,000

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	11,600	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 整 備 費	717,500	2 借 入 資 金 政府資金その他		
計	729,100			

平成22年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成22年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,414,786千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入		3,384,383
	1 証 紙 収 入	3,384,383
2 繰 越 金		30,402
	1 繰 越 金	30,402
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	3,414,786

歳 出

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰 出 金			3,382,207
	1 一 般 会 計 繰 出 金		3,382,207
2 諸 支 出 金			2,579
	1 証 紙 買 戻 金		2,579
3 予 備 費			30,000
	1 予 備 費		30,000
歳 出 合 計			3,414,786

平成22年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成22年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ587,049千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		366,807
	1 国 庫 補 助 金	366,807
2 財 産 収 入		852
	1 財 産 運 用 収 入	852
3 繰 入 金		51,386
	1 一 般 会 計 繰 入 金	51,386
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		168,002
	2 貸 付 金 元 利 収 入	167,976
	3 雑 入	26
歳 入	合 計	587,049

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 奨学資金貸付事業費		587,049
	1 奨学資金貸付事業費	587,049
歳 出 合 計		587,049

平成22年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 70件 |
| (2) 年間総給水量 | 366,003,750立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 1,002,750立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,748,870千円
第1項 営業収益	2,375,959千円
第2項 営業外収益	346,003千円
第3項 特別利益	26,908千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,467,771千円
第1項 営業費用	2,124,081千円

第2項 営業外費用 343,687千円

第3項 特別損失 3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,230,662千円は、過年度分損益勘定留保資金803,720千円、当年度分損益勘定留保資金426,942千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 427,108千円

第1項 企業債 91,500千円

第2項 国庫支出金 82,500千円

第3項 出資金 251,106千円

第4項 工事負担金 2,000千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

第6項 雑収入 1千円

支 出

第1款 資本的支出 1,657,770千円

第1項 建設改良費 699,482千円

第2項 企業債等償還金 953,745千円

第3項 国庫補助金精算金 4,543千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	91,500千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、617,311千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 298,491千円

(2) 交 際 費

150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,224千円と定める。

平成22年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 238,901平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	3,328,976千円
第1項 営業収益	3,318,840千円
第2項 営業外収益	10,135千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	6,609,008千円
第1項 営業費用	6,365,394千円
第2項 営業外費用	243,613千円
第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	3,239,767千円
第1項 企 業 債	2,967,000千円
第2項 長期貸付金償還金	3,767千円
第3項 その他資本的収入	269,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,024,000千円
第1項 企業債等償還金	1,755,000千円
第2項 予 備 費	269,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
元 利 金 債	2,967,000千円	1 借入方法 普通貸借	年10%	起債日から5年以内の期間において 資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業 会計の都合により繰上償還をし、償 還年限を短縮し、又は借換えをする ことができるものとする。
		2 借入資金 銀行等引受資金	以 内	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、998,059千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 61,878千円

(2) 交際費 40千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	土地	田村西部工業団地	116,077平方メートル	売却
		白河複合型拠点	122,824平方メートル	売却

平成22年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		847床
一 般 病 床		532床
結 核 病 床		50床
精 神 病 床		253床
感 染 症 病 床		12床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	181,564人
	1 日 平 均 患 者 数	497人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	290,636人
	1 日 平 均 患 者 数	1,196人
(3) 建 設 改 良 事 業		3,839,305千円
既 設 病 院 整 備		79,176千円
資 産 購 入		361,021千円

会津医療センター（仮称）整備事業 3,399,108千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	12,067,267千円
第1項 医業収益	8,237,806千円
第2項 医業外収益	3,711,872千円
第3項 特別利益	117,589千円

支 出

第1款 病院事業費用	13,552,471千円
第1項 医業費用	13,077,036千円
第2項 医業外費用	456,477千円
第3項 特別損失	18,958千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	5,344,031千円
第1項 企業債	3,641,500千円
第2項 負担金	1,134,320千円

第3項 補助金	131,789千円
第4項 他会計からの長期借入金	425,709千円
第5項 固定資産売却代金	294千円
第6項 県立病院施設整備基金繰入金	9,545千円
第7項 雑収入	874千円

支 出

第1款 資本的支出	5,344,031千円
第1項 建設改良費	3,839,305千円
第2項 企業債償還金	1,078,144千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	425,709千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	873千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	11,137,263千円	平成22年度	3,348,484千円
		会津医療センター(仮称)整備事業		平成23年度	2,685,928千円
				平成24年度	5,102,851千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
既設病院整備費	30,100千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	政府資金その他		
資産購入費	263,000千円	同	上	同 上	同 上
会津医療センター (仮称)整備事業費	3,348,400千円	同	上	同 上	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,586,600千円

(2) 交際費 1,310千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、院内保育所運営費、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,237,850千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、1,756,961千円と定める。

